

---

ドイツの自治体議会における「名誉職」制度の研究 (詳細版)

Research on the “Honorary Post System” of the German  
local assembly

---

2013 年度～2015 年度  
科学研究費補助金（基盤研究(C)）

2016 年 6 月  
早稲田大学・政治経済学術院  
教授 片木 淳

## **研究成果の概要（和文）：**

ドイツの自治体の「名誉職」議員は、自らの日々の職業生活等を通じて接觸した市民のニーズ・意見等を議会活動に活用するとともに、この情報を州・連邦等の政治家に伝達しており、これによりドイツにおける「下から上への民主主義」の実現の中心的役割を果たしている。

そして、自治行政の高度化・専門化等により、名誉職と本職とを両立させることが困難になりつつある中で、なお、名誉職制度が自治体の市民近接性を確保する等の上で有している重要性を理解し、その存続のため、努力・工夫を続けており、圧倒的多数は、その制度の廃止に反対の見解を有している。

## **研究成果の概要（英文）：**

The “Honorary Post” members of the German local assembly acquire the information about the needs and opinions etc. of citizens they contact through their daily working life. And they play a central role in realizing “Bottom Up Democracy”, by using the information for their activities in the assembly and delivering it to the federal state's and national politicians.

And they understand the importance of “Honorary Post System” for ensuring the close proximity of local governments to their citizens etc. and keep trying with ideas and effort to maintain this system, despite that it becomes more difficult to keep a balance between their seats and jobs because of the advanced and specialized local administration etc. and their overwhelming majority are of opinion against the abolishment of “Honorary Post System”.

### **研究分野：**

政治学

### **キーワード：**

ドイツ・自治・議会・議員・名誉職・市民・ボランティア・費用弁償

## <目次>

研究成果の概要（和文）：	2
研究成果の概要（英文）：	2
1. 研究開始当初の背景	5
2. 研究の目的	5
3. 研究の方法	5
4. 研究成果	5
4.1 ドイツの地方自治体議員の名誉職制度	5
4.2 議員アンケート調査の結果	6
(1) 女性議員比率（調査第1問）	7
(2) 年齢構成（調査第2問）	7
(3) 職業構成（調査第3問）	7
(4) 所属自治体の種類と兼職状況（調査第4問）	10
(5) 在職年数（調査第5問）	10
(6) ドイツの自治体議員の立候補理由（調査第6問）	11
(7) キャリアアップ（調査第7問）	12
(8) 回答議員の所属政党（調査第8問）	12
(9) 市民面談の回数（調査第9問）	13
(10) 市民面談の参加者数（調査第10問）	14
(11) フェアアイン等への積極的参加（調査第11問）	14
(12) 参加フェアアイン等での役職等（調査第12問）	15
(13) フェアアイン等への参加と市民ニーズの把握（調査第13問）	16
(14) 市民のニーズや関心事項の伝達（調査第14問）	17
(15) 議員活動に必要な時間数（週）（調査第15問）	17
(16) 議員職が本来の職業に及ぼすデメリットの有無（調査第16問）	19
(17) 議員職が本来の職業に及ぼすデメリットの内容（調査第17問）	19
(18) 議員職が本来の職業に及ぼすメリットの有無（調査第18問）	20
(19) 議員職が本来の職業に及ぼすメリットの内容（調査第19問）	20
(20) 限られた時間内で、どのようにして議員職と本来の職業とを両立させるか？ (複数回答可)（調査第20問）	21
(21) 費用弁償と出席手当の額は適当か？（調査第21問）	22
(22) 自治体議員の役割（複数回答可）（調査第22問）	24
(23) 地方分権の必要性（調査第23問）	25
(24) 自治体議会の名誉職は廃止すべきであると思うか？（調査第24問）	25
(調査結果表 24-1)	25

(25) 名誉職強化のためにはどのような方策が必要だと思うか？(複数回答可) (調査第 25 問) .....	28
(26) 議員に対する市民の信頼度 (調査第 26 問) .....	29
(27) 自治体議員の代表機能についての認識 (調査第 27 問) .....	30
(28) 自由コメント (自治体議会の改革課題。調査第 28 問) .....	31
(参考) アンケート調査の実施方法等と質問表 .....	34
(1) 調査の実施方法.....	34
(2) アンケート調査対象者と回答者.....	34
(郡) 13 郡、議員 260 人 .....	34
<アンケート対象 13 の郡> .....	35
(特別市) 13 の特別市、対象議員 260 人 .....	35
<アンケート対象の 13 特別市> .....	35
(その他の市町村) 31 市町村、対象議員 600 人.....	36
<アンケート対象の 31 市町村> .....	36
(3) 6 つの質問群と 28 の個別質問 .....	37
A 個人データ (調査対象者) .....	37
B 在職年数等の政治データ .....	38
C 議員としての活動 .....	38
D 本職と議員職との両立 .....	39
E 名誉職制度の未来 .....	40
F 自治体議会の未来 .....	40
(4) アンケート調査質問表 (ドイツ語・日本語対比) .....	41

## 1. 研究開始当初の背景

ドイツにおいては、1808年のプロイセン都市条令以来、すべての自治体（郡および市町村）の議員は「名誉職 Ehrenamt」とされている。

すなわち、議員の職は生活の資を得るためにものではないとされ、議員は別に本職を持ち、そこから得られる収入によって生計を立てるべきであるとされているのである（ただし、議員の職務の遂行のため生じた特別の費用等は補てんされる）。

しかし、近年、ドイツにおいても、地方行政の高度化/専門化等により、このような名誉職本来の制度が変容し、議員の職が事実上專業職化する傾向にあるといわれ、特に、行政に対する議会の監視機能の観点から問題視されている。

## 2. 研究の目的

このようなドイツの自治体議員の名誉職制度の現状における問題点を把握するとともに、市民のニーズと意見を自治体や連邦、州等の意思決定に反映し、「下から上への民主主義」を実現する上で同制度が果たしている役割を解明し、今後の展望を概観する。

## 3. 研究の方法

ドイツの各州が地方自治基本法、郡法、市町村法等により定めている名誉職制度の内容等を文献やインターネットで調査、分析するとともに、自治体議員に対するアンケート調査およびインタビュー調査を実施し、議員の年齢・性別・所属党派・職業（本職）、市民との接触、ボランティア団体（フェアアイン Verein）等への参加、市民のニーズや意見等の伝達、名誉職制度に対する見解（メリット・デメリット、議員活動と本職との両立、費用弁償額に対する評価、名誉職制度の意義、その廃止に対する賛否、今後の方策等）に関する情報を収集・分析し、名誉職制度の現状と問題点、その意義と今後の展望を明らかにする。

## 4. 研究成果

### 4.1 ドイツの地方自治体議員の名誉職制度

ドイツの各州の地方自治基本法等によれば、「市民」は、「名誉職的活動 ehrenamtliche Tätigkeit」に従事する義務（および権利）があるとされる（いくつかの州の市町村法においては、この「名誉職的活動」のうち、より長期的かつ集中的な活動あるいは明瞭に区別された範囲の事務の遂行を指すものとして「名誉職 Ehrenamt」を区別して規定している）。

このような「名誉職的活動」の例としては、自治体議員、裁判所の参審員 Schöffen、選挙補助員 Wahlhelfer、市町村議会の委員会の専門家市民 Sachverständiger Bürger、市町村消防長 Gemeindebrandmeister、消防団員、各種委嘱委員等が挙げられ、比較的活発だといわれているドイツ国民のボランティア活動（制度上は市民の義務とされているが）の中

で、特に重要な位置を占めている。

一般的に「名誉職的活動」は、重要な理由がなければ拒否できないとされている。理由なく拒否した場合には、いくつかの州においては、罰金を科され、もしくは市民の権利が一定期間剥奪される。また、秘密を守る義務、忠誠の義務などもある。

以上のうち自治体議員以外のものが議会の指名選任によるものであるのに対し、自治体議員（あるいは地区長もしくは地区協議会議員）としての「名誉職的活動」は選挙によるものである。

自治体議員の名誉職制度は、次の三つの原則からなるとされる。

一つは、「名誉職性の原則」であり、議員の職は、生活の資を得るために職業ではないという原則である。二つ目は、「副業性の原則」であり、議員が別に本来の職業を持ち、自己の生活のための所得を得て生計を立てるべきであるとの原則である。そのため、議員には雇用主に対し休暇 Freistellung を要求する権利が各州の自治基本法等によって認められている。また、何人も、議員の職への立候補あるいはその就任等の故に、職場において不利益な取扱いを受けないとされている。三つ目の原則は、「無報酬と費用弁償の原則」であり、議員は報酬を得てはならないとされるが、その職務の遂行のため生じた特別の費用等は補てんされなければならない。すべての州の地方自治基本法等において費用弁償等に関する規定が設けられ、その具体的な額は、それぞれ、当該自治体の条例で定められている。

ドイツにおいても、地方行政の高度化・専門化と事務量の増加により、人口規模の大きな都市を中心に、議員の職が専業職化する傾向にあるといわれる。その結果、多大の時間を議会活動に割くことを余儀なくされるとともに、いくつかの大都市においては費用弁償の名目で比較的高額の給付がなされ、純粋の費用弁償の額を上回るとともに、議会も日中あるいは午後の早い時刻から開催されつつあると指摘されている。

## 4.2 議員アンケート調査の結果

今回の研究においては、ポツダム大学地方自治学研究所 (Kommunalwissenschaftliches Institut, KWI) と共同でドイツの自治体議員（郡および市町村の議員）に対するアンケート調査を行った。

対象者は、人口規模、ドイツ全体での地理的分散、地方自治体の種類（郡所属市町村、独立市および郡）などの一定の基準を設定し、3都市州を除く13州すべてから57の地方議会（議員数1,273人）を選定した。アンケート調査は、2014年の11月3日から12月7日までポツダム大学のオンライン・アンケートモデルにより、直接本人に対して実施した。

その結果、425人の自治体議員から回答を得ることができた（回答率33.4%）（詳しくは、「(参考) アンケート調査の実施方法等と質問表」参照）。

以下にそのアンケート調査の結果の概要を掲げる。

なお、本稿における「調査第〇〇質問」および「調査結果表〇〇」は、「(参考) (4) ア

ンケート調査質問表（ドイツ語・日本語対比）」の質問番号に対応している。

さらに、日本の現状との対比、分析については、[アマゾン・キンドル出版『ドイツの自治体議員と市民近接性：名誉職議員制度に関する5つのテーゼ』](#)を参照されたい。

### （1）女性議員比率（調査第1問）

今回のアンケート調査の回答者議員のうち、男性議員が286人（67.3%）、女性議員が約3分の1弱の138人（32.5%）であった（回答なし1名）。

（調査結果表1）性別内訳

区分	議員数	割合 %
女性	138	32.5
男性	286	67.3
回答なし	1	0.2
合計	425	100

### （2）年齢構成（調査第2問）

回答議員の年齢構成は、次表のとおりであり、「51歳以上60歳以下」が139人（32.7%）で最も多く、次いで、「41歳以上50歳以下」80人（18.8%）など、その前後の年齢層の割合が高い。

（調査結果表2）年齢構成

年齢	議員数	割合 %
25歳以下	13	3.1
26歳以上30歳以下	18	4.2
31歳以上40歳以下	48	11.3
41歳以上50歳以下	80	18.8
51歳以上60歳以下	139	32.7
61歳以上65歳以下	59	13.9
66歳以上	67	15.8
不明	1	0.2
計	425	100.0

（注）50歳以下（合計）は、159人（37.4%）。

### （3）職業構成（調査第3問）

本職として、いかなる職業に従事しているかを聞いたところ、「無職」が27.5%、「職業に従事」している者が71.5%であった。「無職」には、年金生活者（20.2%）学生、

主婦（主夫）が含まれる。「職業を有する者」では、フルタイムの者が多くを占めた（全体の 57.6%）。

**(調査結果表 3-1) 職業の有無、常勤・非常勤別構成**

職業の有無	内訳	議員数	割合 %
無職	年金生活	86	20.2
	学生	12	2.8
	主婦（主夫）	12	2.8
	その他	7	1.6
	小計	117	27.5
職業に従事	常勤	245	57.6
	非常勤	55	12.9
	不明	4	0.9
	小計	304	71.5
不明		4	0.9
合計		425	100

また、次表のように、「自営業・自由業 Selbständige/ Freiberufler」、「公的セクターの職員 Beschäftigte/r im öffentlichen Sektor」、「私的セクターの職員 Beschäftigte/r im privaten Sektor」別分類では、「公的セクターの職員」（公務員）がかなりの割合を占めている（21.4%）。ドイツでは、公務員が議員を兼ねることは一般的に禁止されている日本と異なり、自身が勤務する自治体以外の自治体議員は兼職禁止になっていないためであり、この点は、後述するように、日本における議員制度の改革課題の一つとして、今後、真剣に検討すべきである。

**(調査結果表 3-2) 職業の所属別、セクター別構成**

区分	議員数 人	割合 %
無職	117	27.5
自営業・自由業	84 (70)	19.8 (16.5)
公的セクターの職員	91 (69)	21.4 (16.2)
私的セクターの職員	66 (53)	15.5 (12.5)

不明	67 (53)	15.8 (12.5)
合計	425 (245)	100 (57.6)

注 1) カッコ内は、それぞれの区分における常勤職の内訳である。

注 2) 「不明」には、職業欄に記入しなかった者を含む。

上記「調査結果表 3-1（職業の有無、常勤・非常勤別構成）」で「職業に従事」しているとの回答のあった 300 人のうち、具体的に職業名の記載のあった者は、253 人（「不明」を除く）であり、その職種は多岐にわたっているが、主なものを紹介すれば、次表のとおりである。

やはり、時間的に余裕のある教員、公務員、弁護士、医師等が目立っている。また、一般職員、支配人・企業幹部等、教員、公務員等「サラリーマン議員」（企業や自治体の被雇用者の議員）がかなりのウェイトを占めているが、この点は、後述するように名誉職議員制度のメリットによるものと考えられる。

農林業についても、今回の調査では、農家の 5 人（常勤は 4 人）に過ぎなかった。

#### （調査結果表 3-3）職業従事者の職種（142 人、男女を含む）

（人）

職業	常勤	非常勤	計
一般職員 Angestellte 注 1)	22	6	28
自営業 Selbstständig	19	0	19
支配人・企業幹部等 注 2)	12	4	16
教員 Lehrer	11	5	16
官吏 Beamter	14	2	16
弁護士・法律家 注 3)	12	2	14
医師 Arzt (獣医を除く)	8	2	10
市長または副市長 注 4)	8	1	9
農家 Landwirt	4	1	5
企業家 Unternehmer	5	0	5
商業 Kaufmann	4	0	4

注 1) 公務員を含む。

注 2) Geschäftsführer

注 3) Rechtsanwalt · Jurist

注 4) Bürgermeister

#### (4) 所属自治体の種類と兼職状況（調査第4問）

次表とおりであり、郡議会 Kreistag のみ 45 人（10.6%）、市町村議会 Stadtrat/Gemeinderat のみ 243 人（57.2%）、両方兼職の議員 137 人（32.2%）であった。

両方兼職の議員がいるのは、ドイツにおいては、自治体間の議員の兼職が認められているためであり、本職を務めながら、なお、2か所（郡と市町村）の自治体の議員を務められるということ自体、それなりに名誉職議員に対する支援体制が整っていることを示しているといえよう。

なお、市町村議会のうち郡所属市の議会とそうでない市（特別市）の議会との区別は、今回の調査の限界によりできていない。（今回のアンケート調査の反省点である（「参考）（1）調査の実施方法」参照）。

（調査結果表4）回答議員の所属自治体

所属団体	議員数 人	割合 %
郡議会のみ	45	10.6
市町村議会のみ	243	57.2
両方兼職の議員	137	32.2
合計	425	100.0

#### (5) 在職年数（調査第5問）

在職年数は、次表のとおり、「5年以下」が最も多く、133人（31.3%）を占め、次いで、「6年以上10年以下」と「21年以上」が同数の87人（20.5%）となっている。表には記載していないが、「21年以上」のうち、30年以上は20人、40年以上も3人おり、最長は42年（2人）であった。

（調査結果表5）議員の在職年数

在職年数	議員数	割合 %
5年以下	133	31.3
6年以上10年以下	87	20.5
11年以上15年以下	74	17.4
16年以上20年以下	43	10.1
21年以上	87	20.5
不明	1	0.2
合計	425	100.0

（注）「10年以下」は、合計220人（51.8%）。

## (6) ドイツの自治体議員の立候補理由（調査第6問）

立候補理由の質問（複数回答可能）に対しては、次表のとおり、圧倒的に多かったは、「我われの自治体を形成していく *gestalten* ため」という理由で、370人（87.1%）であった。いわゆる「まちづくり」に対する意欲から立候補したということであろう。次いで、「我われの自治体の問題を解決するため」214人（50.4%）であり、自治体に対する愛着、一体感を持っているという印象を受ける。しかし、「政党から要請されたため」も半数近くの207人（48.7%）に上り、上述の政党所属議員の多いこと（6.1.4）とあわせ、自治体議会への政党の浸透がうかがわれる。

その他の理由（自由記述）では、後述のとおり、「政治参加」、「障害者と高齢者の意見を代表」、「青少年政策への関心」、「構造改革と税金の無駄づかいの阻止」等具体的な目的を持った理由が目立った（調査結果表6-2）。

（調査結果表6-1）立候補の理由（複数回答可）

立候補理由	議員数	割合 %
我われの自治体を形成していくため	370	87.1
フェアアイン等から要請されたため	23	5.4
政党から要請されたため	207	48.7
我われの自治体の問題を解決するため	214	50.4
政治キャリア形成のため	34	8

（調査結果表6-2）立候補理由（その他、自由記入）

- ・ 無所属の自分には、政治的意見を提出する唯一の機会であるから
- ・ 障害者と高齢者を代表するため
- ・ 弱者や障害者のために自分の人生の蓄積を活かしたかったから
- ・ 青少年政策への関心から
- ・ 児童保育の改善のため
- ・ 環境、社会等の理想の目標の実現のため
- ・ 歪んだ構造の打破と税金の無駄づかいの反対のため
- ・ 地域の民主主義を体験し、参加するため
- ・ 自由と法治国家の喪失を恐れたから
- ・ 自治体議会選挙等で市民にわが政党を売り込むため
- ・ 緑の党的代表を自治体レベルでも実現すべきだから
- ・ ある政党的支部を設立して、自治体選挙に立候補した
- ・ 「有権者共同体 Wählergemeinschaft」の求めにより
- ・ 職場の同僚の薦めで

- ・ もと連邦議会議員だったから
- ・ 若い時から政治に参加（兵役拒否、「学生代表」等）
- ・ 旧来の政治家よりうまくやれると思ったから
- ・ 東西ドイツ統一後のラウンドテーブルを発展させていくため
- ・ 参画して初めて、変革できるから
- ・ 政治に関心があったから
- ・ 自治体への貢献
- ・ 共同体のために活動するよう育てられたから
- ・ 興味深い社会的コンタクトが得られるから

#### (7) キャリアアップ（調査第7問）

「政治家としてのさらなるキャリアアップ」の希望の有無について尋ねたところ、「希望していない」議員が 308 人、全体の 4 分の 3 弱（72.5%）を占めており、野心を持った議員は意外に少ないという印象を受ける。「出世」よりは、当該自治体の議員活動に集中し、地域に定着して活動したいということであろうか。そうであれば、この点からも、モラールがより高いと評価することもできる。

キャリアの上昇志向のある議員は、残り 107 名（27.5%）であるが、その内訳は、郡議会 Kreistag 35 人（8.2%）、州議会 Landtag 62 人（14.6%）、連邦議会 Bundestag 8 人（1.9%）、欧州議会 Europaparlament 2 人（0.5%）で、州議会を目指している議員が多くかった。

（調査結果表7）政治家としてのさらなるキャリアアップ

区分	対象議会	議員数	割合 %
希望していない		308	72.5
希望している	郡議会	35	8.2
	州議会	62	14.6
	連邦議会	8	1.9
	欧州議会	2	0.5
	小計	107	25.2
回答なし		10	2.4
合計		425	100

#### (8) 回答議員の所属政党（調査第8問）

政党別では、345 人（81.2%）が 5 大政党（SPD 24.5%、CDU/CSU 24.0%、緑の党 B 90/Grüne 17.9%、左党 die Linke 10.8%、自由民主党 FDP 4.0%）に属し、他の政党としては、最近躍進している AfD<sup>注1)</sup> がこの時点では 1.6% であった（次

表)。

無党派は、個人、選挙人グループを含め 55 人、12.9%であり、日本の自治体議員の大半が無所属である（市議会議員 59.1%、町村議会議員 87.7%）のと、大きな違いを見せている（次表、表④および表⑤）。

「その他」の政党としては、「自由選挙人」（次表の注 2）に 5 人、「エコロジー民主党」（同注 3）に 5 人、「海賊党」（同注 4）に 5 名が属していた。

政党が自治体政治にも、浸透、定着し、むしろ名譽職議員制度の根幹を支えているようである。

**(調査結果表 8) 所属政党別内訳**

政党名	議員数 人	割合 %
SPD	104	24.5
CDU/CSU	102	24.0
左党	46	10.8
緑の党	76	17.9
FDP	17	4.0
AfD	7	1.6
無党派（個人）	6	1.4
無党派（選挙人グループ）	49	11.5
その他	17	4.0
回答なし	1	0.2
計	425	100

**(9) 市民面談の回数（調査第 9 問）**

ドイツの自治体議員たちの行っている市民面談(Sprächstunde)の回数についても、質問したが、月に 1 回が最も多く、240 人（56.5%）であるなど、議員が個別に設けている市民面談は、回数においても、人数においてもそれほど活発であるようには見えない結果であり、名譽職故の大きな特徴は認められなかった。個別の面談よりも、日ごろから、職場等で接触しているということであろうか。

**(調査結果表 9) 市民面談の回数**

（1 月当たり）

回数（月）	議員数	割合%
1 回	240	56.5
2 回	47	11.1

3回	7	1.6
4回	24	5.6
5回以上	41	9.6
回答なし	66	15.5
合計	425	100.0

【調査結果より、筆者集計】

#### (10) 市民面談の参加者数（調査第10問）

「市民面談」に、平均何人の市民が来るかとの問には、合計270人から回答があつた。個々の数字の回答を分類してみると、「5人以内」が211人(78.1%)が最も多く、全体的に、市民面談1回あたりの議員数は、比較的少議員数であったといえる(平均は、4.8人)。

なお、いろいろの機会に市民と対話している旨のコメントがあった。

#### (調査結果表10) 市民面談の参加者数

(1回あたり)

議員数区分	議員数	割合 %
5人以内	211	78.1
6~10人	50	18.5
11人以上	9	3.3
合計	270	100.0

【調査結果より、筆者集計】

#### (11) フェアアイン等への積極的参加（調査第11問）

フェアアイン等へ「積極的に参加している」か、尋ねたところ、これを肯定した回答者は348人(81.9%)を占め、多くの議員がその職に当然伴う義務であるかのように積極的に参加していた。前述のとおり、ドイツにおいては、一般のボランティア活動自体が活発であるが、その先頭に立っているのが自治体議員であるということができよう。

#### (調査結果表11-1) フェアアイン等への積極的参加

回答	議員数 人	割合 %
いいえ	72	16.9
はい	348	81.9
回答なし	5	1.2
合計	425	100.0

「積極的に参加している」との回答者にそのフェアアイン等の数を尋ねたところ、291人から回答があったが、そのうち「2(団体)」と答えた者が最も多く、30.9%を占めた。「6(団体)以上」も41人(14.1%)に上り(次表)、最多は21団体であった。議員一人当たりの平均団体数は、3.6団体であり、全体として、かなり多数のフェアアイン等に参加しているといえよう。

(調査結果表 11-2) 議員一人当たりの参加フェアアイン等の数

団体数	議員数 人	割合 %
1	58	19.9
2	90	30.9
3	30	10.3
4	40	13.7
5	32	11.0
6 以上	41	14.1
合計	291	100.0

【出典:調査結果により、筆者算定、作成】

#### (12) 参加フェアアイン等での役職等 (調査第 12 問)

参加フェアアイン等での役職等は、代表者 Vorsitzender・理事長 Vorstandsvorsitzender 等が最も多く、101人(23.8%)であり、理事 Vorstandsmitglied・役員 Beisitzer 等がこれに次いでいる(95人、22.4%)。役職についていない者(平会員)は59人(13.9%)にすぎない。ここでも、自治体議員がフェアアイン等で重要な役割を担っており、ドイツのボランティア活動の指導的立場にあることが分かる。

(調査結果表 12) 参加フェアアイン等での役職等

役職等	議員数 人	割合 %
代表者・理事長等	101	23.8
副代表者・副理事長	20	4.7
理事・役員	95	22.4
その他の役職者	53	12.5
無役(平会員)	59	13.9
回答なし	97	22.8
合計	425	100

注) いくつかのフェアAIN等に参加している場合には、最上位の役職等を記入。

### (13) フェアAIN等への参加と市民ニーズの把握（調査第13問）

以上のように、ドイツの自治体議員は、その他一般の名誉職（ボランティア）の頂点に位置し、その活動の指導的立場にあるが、本質問に対する回答では、このようなフェアAIN等への参加によって、市民のニーズ等の把握に役立っていると肯定する回答が多数を占めた（281人、66.1%。次表）。多くの議員は、フェアAIN等の活動に積極的に参加することにより、市民のニーズが把握でき、次に述べるように、これを当該自治体の議会や行政、さらに上位のレベルの政府に伝達していると自らの活動を評価している。

#### （調査結果表13-1）フェアAIN等への参加は市民のニーズの把握に役立っているか？

回答	議員数	割合 %
いいえ	64	15.1
はい	281	66.1
回答なし	80	18.8
合計	425	100.0

自由記述欄には、250件を超える多数の意見が寄せられたが、大半は、フェアAIN等の重要性、特に「市民近接性」を強調するものであった。そのうち、代表的な意見を掲げれば以下のとおりである。

#### （調査結果表13-2）フェアAIN等への参加と市民近接性の実現

- ・ われわれの町の（地域）社会は、「フェアAIN」の基礎の上に、組織化されている。大多数の市民は、一つまたは複数のフェアAINで積極的に活動している。フェアAINを通じて、自分の位置を確認することができる。
- ・ フェアAINへの参加により、そのメンバーたちが困っていること、必要としていることがより明らかになるとともに、私に対する人々の信頼が生じる。議会外でのコミュニケーションができる。
- ・ 今日の生活の多様な面について、多くのアクターとともに議論し、評価することができる。政党では、上からテーマが降りてくるというデメリットがあるが、「有権者イニシアティブ」や「アジェンダ・グループ」にはそれがない。
- ・ 多くの人間と問題を論議することにより、発想の異なった示唆が得られる。

- 定期的なコンタクトは、スポーツと個人的な事項だけでなく、これを超えて共同体的な関心事項や問題に関する対話につながる。
- 市民のニーズをよりよく知ることができ、新しいことに影響力を行使したり、提案したりすることができる。
- 個々の地区や住区の現実的な問題を発見することができる。
- 多くの地域の問題を自ら掌握したり、彼らから聞いたりできる。
- 問題の所在により近い。自分のボランティア活動が知られることにより、市民や市議会での信頼性が高まり、改革に積極的にかかわれるようになる。
- 人々の願望に近く、市民の脈動への「耳」を持つことができる。

#### (14) 市民のニーズや関心事項の伝達（調査第14問）

市民のニーズや関心事項の伝達について尋ねたところ、最も多いのは、「所属する自治体議会の議論・決議を通して」（384人 90.4%）であり、「所属する政党や団体での議論・決議を通して」が 326 人 76.7%、上位の郡、州あるいは連邦の政治家との接触がこれに次いでいる。ここでも、政党が一定の役割を果たしていることがうかがえる。

その他の伝達ルートとして、設問の選択肢になかった「行政」を記載した者が 25 人、「ヨーロッパレベルの政治家」を記載した者が 9 人いた。直接「行政」につないだり、ヨーロッパ議会方面に接触したりしているわけである。

以上のように、多くの議員は、フェアアイン等の活動に積極的に参加することにより、市民のニーズ、意見等を把握し、これらの情報を公共政策の実現等のため当該自治体の議会や行政、さらに上位のレベルの政府に伝達し、これを通じて、自治体レベルにおける「市民近接性」と「下から上への民主主義」の実現が図られていると自ら評価しているわけである。

#### （調査結果表 14）市民のニーズや関心事項の伝達（複数回答可）

ルート	議員数	割合 %
自治体議会の議論・決議を通して	384	90.4
政党や団体での議論・決議を通して	326	76.7
郡の政治家との接触を通して	239	56.2
州の政治家との接触を通して	288	67.8
連邦の政治家との接触を通して	211	49.6

#### (15) 議員活動に必要な時間数（週）（調査第15問）

調査第15問に対する回答結果を集計、分析すると、会議の準備を含めて議員活動に必要な時間数は、郡議会にのみ所属する議員（45人）では、平均週 9.5 時間（調査結果表 15-1）、市町村議会にのみ所属する議員（243人）では、平均週 14.0 時間（調査

結果表 15-2) であった。当然予想されたところであるが、郡と市町村の議員を兼職している議員(137人)は、これらの議員よりも多く、平均週18.2時間(調査結果表 15-3)であり、相当の負担となっていることがうかがえる。

また、議会以外の地区評議会等では、上のいずれのグループの議員においても、自治体企業の監査委員会や地区評議会への参加業務に時間がさかれている。

#### (調査結果表 15-1) 郡議会にのみ所属する議員(45人)

時間(週あたり)

活動機関	平均	中央値	最頻値
郡議会	6.9	5	5
市町村議会	-	-	-
地区評議会 <sup>注1)</sup>	0.1	0	0
外国人・青少年・高齢者評議会 <sup>注2)</sup>	0.2	0	0
自治体企業の監査委員会	0.7	0	0
その他	1.6	0	0
計	9.5	8	5

注 1) Ortsteilbeirat

注 2) Ausländer-, Jugend- und Sozialbeirat

【出典：筆者において、第15問に対する個別回答を仕分けの上、作成】

#### (調査結果表 15-2) 市町村議会にのみ所属する議員(243人)

時間(週あたり)

活動機関	平均	中央値	最頻値
郡議会	-	-	-
市町村議会	11.0	10.0	20.0
地区評議会	0.5	0	0
外国人・青少年・高齢者評議会	0.2	0	0
自治体企業の監査委員会	0.9	0	0
その他	1.5	0	0
計	14.0	10.0	10.0

【出典：筆者において、第15問に対する個別回答を仕分けの上、作成】

(調査結果表 15-3) 郡・市町村兼職議員 137 人

時間 (週あたり)

活動機関	平均	中央値	最頻値
郡議会	6.3	5	10
市町村議会	7.8	5	10
地区評議会	0.8	0	0
外国人・青少年・高齢者評議会	0.4	0	0
自治体企業の監査委員会	0.9	0	0
その他	1.9	0	0
計	18.2	14	10

【出典：筆者において、第 15 問に対する個別回答を仕分けの上、作成】

(16) 議員職が本来の職業に及ぼすデメリットの有無 (調査第 16 問)

デメリットを受けているとの回答が 146 人 (34.4%)、受けていないとの回答が 275 人 (64.7%) 回答なし 3 人 (0.7%) であった。

(調査結果表 16)

デメリットの有無	人数	割合 %
あり	146	34.4
なし	275	64.7
回答なし	3	0.7
合計	425	100.0

(17) 議員職が本来の職業に及ぼすデメリットの内容 (調査第 17 問)

デメリットを受けているとの回答 146 人の内容は、「職業能力の低下」91 人 (62.3%)、「キャリアー展開上の制約」79 人 (54.1%)、「職場での困難」40 人 (27.4%)、「その他」58 人 (39.7%) であった (複数回答可)。

(調査結果表 17-1)

デメリットの内容	人数	割合 %
職場での困難	40	27.4
キャリアー展開上の制約	79	54.1
職業能力の低下	91	62.3
その他	58	39.7

自由記載欄には、「本来の仕事の遂行が難しくなる」、「自営業者としては、大きな経済的損失」等多くの不満の声が寄せられた。

(調査結果表 17-2) 名誉職が本職に及ぼすデメリットの内容（その他、58人）

- ・ 事前あるいは事後に補完的に働く必要があるので、議員活動のほかに毎日 10 時間、合計 14 時間働くなければならない。
- ・ 本務の勤務時間がなくなるので、通常、日に 12 時間から 14 時間 働かなければならぬ。
- ・ 議員活動と両立するような職場を見つけることは、ほとんど不可能。だから、私は、時間的に非常にフレキシブルにできる非常勤の仕事 2 つに従事している。
- ・ 本来の仕事の遂行が難しくなる。
- ・ 政治的傾向の違う顧客の喪失
- ・ 自営業者としては、大きな経済的損失
- ・ 自治体の入札に参加できなくなる。
- ・ 本来の仕事の向上が図れない。
- ・ 職業的資格取得のための時間がない。
- ・ 政治的意見ゆえの敵視
- ・ ねたみと意地悪

(18) 議員職が本来の職業に及ぼすメリットの有無（調査第 18 問）

メリットはないという回答が 4 分の 3 (317 人、74.6%) を占めた。

(調査結果表 18) 議員職が本来の職業に及ぼすメリットの有無

メリットの有無	人数	割合 %
あり	94	22.1
なし	317	74.6
回答なし	14	3.3
計	425	100.0

(19) 議員職が本来の職業に及ぼすメリットの内容（調査第 19 問）

メリットがあると答えた人の理由は、「職場の同僚に認められること」28 人 (29.8%)、「キャリアアップの可能性が高まること」14 人 (14.9%)、「職業能力の向上」8 人 (8.5%)、その他 44 人 (46.8%) であった。

(調査結果表 19-1) 議員職が本来の職業に及ぼすメリットの内容

項目	人数	割合 %
職場の同僚に認められること	28	29.8
キャリアアップの可能性が高まること	14	14.9

職業能力の向上	8	8.5
その他	44	46.8
計	94	100.0

(調査結果表 19-2) 名誉職が本職に及ぼすメリットの内容（その他、44人）

- ・ 人々に知られ、自営業にもメリットがある。
- ・ 多くの問題における広い視野が得られる。
- ・ 自分の職業を超える知識の獲得
- ・ 問題への高い能力とよいネットワークの構築
- ・ 自分の職業の特性に基づいて自治体の政治と行政の構造を知ることは大きなメリットがある。
- ・ 人々とのコンタクト
- ・ 仕事の発注先とのコンタクト
- ・ 行政とのコンタクト
- ・ 自治体の政治家と職員とのコンテクストによるネット化された考え方
- ・ さらなる職業選択の可能性

#### (20) 限られた時間内で、どのようにして議員職と本来の職業とを両立させるか？

(複数回答可) (調査第 20 間)

両立のための方法として、「フレキシブルな勤務時間」と答えた者が 210 人 (49.4%)、「会派事務局のサポート」136 人 (32.0%)、「技術的装備の改善」131 人 (30.8%) 等であった。

(調査結果表 20-1) 議員職と本来の職業とを両立

両立のための方法	人数	割合 %
職場の労働時間の短縮	100	23.5
行政の援助	92	21.6
勤務時間をフレキシブルに	210	49.4
職場の変更	7	1.6
議員活動の縮小	28	6.6
技術的装備の改善	131	30.8
会派事務局のサポート	136	32.0
その他	123	28.9

「その他」は、123 人 (28.9%) であったが、その具体的な内容は次表のとおりであり、「家族との生活を犠牲にして」、「睡眠時間を減らして」等の不満を漏らしており、名誉職議員にもいろいろと苦労の多いことが窺われる。

**(調査結果表 20-2) 名誉職と本職の両立のための方法（その他、123 人）**

- ・ 土曜日と日曜日に勤務
- ・ 校長なので勤務時間を変更できる。
- ・ 超勤によって
- ・ 睡眠時間を減らして
- ・ 議会後の職務遂行
- ・ 特別休暇の請求
- ・ 非常勤の仕事で
- ・ 雇用主の支援
- ・ 自らの予算で補助員を雇う。
- ・ 家族との生活を犠牲にして（家族の義務は果たさない）
- ・ 配偶者の徹底したサポート
- ・ 家族の負担と理解で
- ・ 会派内のチームワーク
- ・ 自己管理と生活の構造化
- ・ 長年の経験、独自のコミュニケーション・ネットワーク
- ・ 自由業でフレキシブル（に対応できるので、問題はない）
- ・ 年金生活者なので問題はない。
- ・ 失業中（なので、問題はない）

**(21) 費用弁償と出席手当の額は適当か？（調査第 21 問）**

「適当」とした者 217 人（51.1%）、「適当でない」とした者 202 人（47.5%）で拮抗した（「回答なし」6 人、1.4%）が、「適当でない」とした議員からは、「実際の負担をカバーしていない」等の多くの不満が表明された。

**(調査結果表 21-2)**

回答	人数	割合 %
適当	217	51.1
適当でない	202	47.5
回答なし	6	1.4
計	425	100.0

**(調査結果表 21-2) 費用弁償と出席手当の額が少なすぎるという意見**

- ・ 月に 350 ユーロの一括金と 26 ユーロの出席手当は、時間的な手間、ガソリン代、電話代等の他のコスト、訪問、催し物の際の負担に見合っていない。
- ・ 必要時間数は非常に多いが、議会の多党分立によりさらに増加している。特に、腹立たしいのは、税控除が少ないことだ。ひらの議員が、約 260 ユーロの費用弁償について自営業からの収入として納税しなければならない。

- ・ 党への上納金、税金、行政や会派への負担金の除くと 50%しか残らない。我々のような規模の自治体では、月に約 100 ユーロ、投入時間は月に約 60 時間である。
- ・ 諸資料を責任をもって分析し、独自の判断を下し、（議会で）投票することを考えれば、費用弁償の額は、見合っていないし、少なすぎる。
- ・ 収入の逸失を補てんできるものではない。議員でない普通の市民よりも、多くの会費納入や寄付金の負担がある。
- ・ 実際の出費は費用弁償と出席手当の額を上回る。だから、議員が仕事をちゃんとしないのだ。
- ・ （自治体の）人口規模だけではない。仕事自体も負担に関係する。物価上昇と組織の巨化を考えるべきである。自治体の領域改革（合併）が計画されているが、その余地はない。
- ・ 連邦議会と州議会に比べれば、笑えるほど低い。年金もついていない。
- ・ 大都市での会派代表は、そもそも、名誉職として遂行できるようなものではない。
- ・ 大都市の議員活動に必要な労働と時間料は常勤のジョブだ。適切に遂行しようと思えば、原則的に、本職の方は常勤で従事できない。

その一方で、次表のとおり、妥当、不要もしくは高すぎるというような意見もあつたことは注目される。

#### **(調査結果表 21-3) 費用弁償と出席手当の額が妥当または多すぎる等の意見**

- ・ 両方（費用弁償と出席手当）とも妥当な金額。ただし、郡の地域改革（合併）が行われたなら、誰がこんな条件で郡議会議員になろうと思うのか、疑問である。
- ・ ジョブというよりはひとつのホビー。費用弁償は必要ない。好きでやっているのだから
- ・ 投入した時間や出費に見合っていないが、引上げには反対である。なぜなら、名誉職であり、自分の興味・関心でやっているのだから
- ・ 妥当だ。名誉職は職業ではない。仕事に釣り合った水準ではないだろうが、名誉職であることを忘れてはならない。
- ・ 経済的理由で政治に従事すべきではない。
- ・ 出席手当も費用弁償も必要ない。
- ・ むしろ高い。月の一括払いの半減に賛成だ。
- ・ 明らかに借金の多い自治体とこの転換期においては、高すぎる。

また、次表のような中間的な意見もあった。

#### (調査結果表 21-4) 費用弁償と出席手当の額についてのその他の意見

- 最もお気に入りのホビーとして、生きる力をそれから得、金は必要でないことから、1ユーロでも多過ぎる者もいれば、非常に打ち込んでおり、職業的な限界により財政的に豊かでないことから、費用弁償が明らかに少なすぎる者もいる。自分個人としては、やはり、足りないのは、時間よりも金の方である。
- ボランティアの自治体政治家には少な過ぎるが、多くの単なる「政党兵士」（陣笠）には、多すぎる。
- 単に議事に参加して投票するだけのものにも、同じだけ出ている。
- 郡はいいが、町村は少ない。

#### (22) 自治体議員の役割（複数回答可）（調査第 22 問）

「自治行政の戦略的政策目標の計画化」が最も多く（344 人、80.9%）、次いで、「自治行政の監視」（336 人、79.1%）、「選挙区や地域の利害の代表」（314 人、73.9%）、「自治体の行政サービスへの影響力の行使」（282 人、66.4%）が続く。「市民の私的な利害関係の配慮」も、比較的少ないが（164 人、38.6%）、あるにはあった。

#### (調査結果表 22-1) 自治体議員の役割

項目	人数	割合 %
市民の私的な利害関係の配慮	164	38.6
選挙区や地域の利害の代表	314	73.9
自治体行政サービスへの影響力行使	282	66.4
自治行政の監視	336	79.1
自治行政の戦略的政策目標の計画化	344	80.9
政党の政策目標の実現	201	47.3
その他	26	6.1

「その他」26 人の具体的な内容は、市民の関心・利害の代表、デモクラシーの確立、政党活動などが主なものであった（調査結果表 22-2）。

#### (調査結果表 22-2) 自治体議員の役割（その他 26 人）

- 市民の意思の実現
- 市民の関心、利害への配慮
- 政党の利害ではなく市民の利害の尊重、行政の透明性
- 不利な状況にある市民のための活動
- 障害者の利益の代表
- 世界に対する女性の価値観の代表
- 社会的グループの利害の反映
- 共同体の形成

- ・ 住民の利害を踏まえたまちづくり
- ・ デモクラシーの基礎としての自治体政治
- ・ 政治的抗争の文化の転換と大衆デモクラシー化された自治体運営
- ・ 持続的発展、環境破壊の回避、貧困問題等の財政措置、「労働」の新しい定義
- ・ 政党の綱領の枠内における選挙区の利益の代表
- ・ 小政党のメンバーとして、大政党、とりわけ、市長と行政を支える政党の議員たちに対抗して影響力を發揮

### (23) 地方分権の必要性（調査第23問）

名誉職議員制度の今後の展望（未来）として、連邦と州から自治体への分権の必要性についての見解を尋ねたところ、半分以上（53.4%）の議員は、地方分権の必要性には否定的であった。分権改革を必要と考える意見の中では、「州から郡への分権化が必要」とする者31.3%、「郡から郡所属市町村への分権化が必要」とする者28.0%（重複あり）であった。

自治体の権限については、比較的、現状に満足しているようである。

**(調査結果表23) 連邦と州から自治体への分権の必要性（重複回答あり）**

項目	議員数	割合 %
州から郡へ分権化が必要	133	31.3
郡から市町村へ分権化が必要	119	28.0
分権化は必要ない	227	53.4

### (24) 自治体議会の名誉職は廃止すべきであると思うか？（調査第24問）

9割を超える議員が、廃止すべきでないと答えた（386人、90.8%）。本来の仕事との両立に苦労し、費用弁償等の額に不満な議員たちであったが、名誉職制度の意義と必要性については、強固な信念を有しているということが確認できた。

理由としては、「市民によりよく根差していること」、「職業政治家は、住民の意思を反映しない」、「官僚が権力を増す」といった意見が多かった。

**(調査結果表24-1)**

賛否	人数	割合 %
名誉職制度は廃止すべき	33	7.8
廃止すべきでない	386	90.8
回答なし	6	1.4
合計	425	100.0

**(調査結果表24-2) 名誉職議員制度を廃止すべきでない理由（「市民近接性」関係）**

- ・ 市民近接性が失われ、官僚が権力を増す。

- ・市民の利害や生活の実態が少ししか考慮されなくなる。
- ・（名誉職議員は）市民に近く、信頼を得ており、住民の多くの層に到達できる。
- ・市民への接触が切断される。空間的に離れていることから定期的に接触できないことになれば、市民に近い政治が不可能になる。
- ・市民やフェアアイン等の社会的組織の声が届かなくなり、それらが影響力を行使する可能性が失われてしまう。
- ・市民への近接性が失われ、さらに政治不信が進行するであろう。
- ・専門職化により、住民の様々な層からの様々な考えを集めることができなくなる。
- ・（名誉職議員制度では議員が）生活の維持に必要な費用を自ら稼ぐことによって、市民の生活状況の現実的な姿を伝達することができる。
- ・（名誉職議員制度によって）住民が広く参加できる。職業政治家は、日常生活から遊離する。そして、職業に依存することになる。
- ・（名誉職議員制度によって）市民は、地域に直接の相談相手を持つことになり、地域に根差した政治が政治不信を防止する。
- ・（名誉職議員は）政党政治に影響されない、多くの市民層の参加を確実なものとする（政党の意思ではなく、市民の意思の実現）とともに、地域を構築していく場合の障壁が比較的低くなる。さらに、地域の具体的な問題に対する近接性が保障され、議員が常日頃、地区・近隣住区・選挙区において直接的な議論をすることを迫り、議員が現実の職業生活とその労苦との関係を見失わぬようになる。

【調査結果より、筆者分類、抽出】

上の理由以外に、名誉職を廃止すべきでない理由として、職業政治家の弊害が指摘されている（調査結果表 24-3）。

また、デモクラシーの喪失、議員の独立性の保持、自治体行政の官僚制の跋扈、自治体の財政難、共同体を支える支柱であること等も反対の理由として指摘された（調査結果表 24-4）。

**（調査結果表 24-3） 名誉職議員制度を廃止すべきでない理由（職業政治家の弊害関係）**

- ・「政治プロ」は、しばしば人生経験が乏しい。
- ・職業政治家の場合、新陳代謝はめったにない。定期的な議員職の交代は、議論に新しい観点を入れるというメリットがある。
- ・職業政治家は、もうたくさんだ。名誉職議員が、毎日、その釈明を行っている。
- ・地方行政における職業政治家は、情実主義と役得構造をもたらす。
- ・職業政治家と政党（地方政治が専業職になれば、政党の影響が強く及んでくる）は、市町村や郡の公共の福祉よりも、自らの利害関心を優先的に考えがちだ。

- ・ 長年にわたって職業政治家でいることは、普通の生活の現実への関係を失ってしまう。
- ・ 大衆に対するよりよい接触 — 職業政治家よりも大きな能力
- ・ 地元の議員の議見は、絶対に生かすべきであるから。自治体を故郷とする人だけが正しく判断することができる。物事の判断は、引き続き、住民の縮図としての議員により、つまり、広く住民層からの信頼を得ている人間によって達成されるべきである。専業職としての行政は、このために必要となる基礎的な議論と議決のための情報を提供すべきである。決定が、行政と職業政治家だけで行われる限り、市民への関係は失われ、職業と政党の利害関係だけが重要視されることになる。
- ・ 自治体レベルの議会組織における小さな仕事は、職業政治家によるよりは、名誉職政治家による方が、よりよく遂行できる。自治体は、デモクラシーの重要な柱である。

【調査結果より、筆者分類、抽出】

#### (調査結果表 24-4) 名誉職議員制度を廃止すべきでない理由（その他）

- ・ 個人的な独立性は、政治的な独立性のための重要な前提である。政治と行政は専門家や職業政治家によって左右されるべきではない。その監視は、引き続き、名誉職市民によってそれぞれの議会でなされるべきである。
- ・ 名誉職議員は、（他に依存せず）独立していることが期待され（実際たいていそうであるが）、それゆえ、行政と職業政治の決定の質を本質的に向上させる。
- ・ その廃止は地方自治を廃止する結果となる。それは、われわれのデモクラシー的基礎秩序を支える支柱である。
- ・ デモクラシーは、ここでしか経験できない。未来の構築のため、若人を引きこまなければならない。名誉職は、社会的調和を示すものであり、これがなければ、共同体の生活は死んでしまう。（これによって）ボトムアップの直接民主主義の原理が生きる。
- ・ 自治体政治における職業政治家は高くつくし、それを職業にすることが可能になる人は少ない。現在は本職を維持したままで名誉職議員を務めることができるが、名誉職（議員制度）がなくなれば、そうしたいと思っている住民の大多数が除外されてしまう結果になる。広い住民の層を代表する議会であるべきである。
- ・ 廃止すれば、自治体レベルのコストは、高くつきすぎるようになるだろう。たとえば、費用弁償額の増額と会派に対する援助の改善を行えば、名誉職議員制度を維持し、しかもより魅力的にするのに役立つだろう。

- ・ 廃止すれば、自治体政治が目下利益を得ているところの、さまざまな職業の分野における多様な経験や知識の調達が難しくなる。そして、また、経済的に依存していないため、議員が独立して決定することが可能となっている。
- ・ 名誉職議員制度は、基本的に、すべての住民グループを活動に参加させる。加えて、これによって、議員は、選挙民の直接の監視のもとにおかれる。専業職化は、行政との強固な癒着につながり、決定権者の数の大きな減少につながるであろう。

【調査結果より、筆者分類、抽出】

**(25) 名誉職強化のためにはどのような方策が必要だと思うか？（複数回答可）（調査第25問）**

「議員の技術的装備の改善」(229人、53.9%)、「研修機会の増加」(216人、50.8%)、「雇用主による休暇の増加」(193人、45.4%)、「費用弁償額の引上げ」(191人、44.9%)が多かった。

**(調査結果表 25-1)**

内容	人数	割合 %
会派事務局の強化	171	40.2
行政との密接な協力	184	43.3
議員の技術的装備の改善	229	53.9
研修機会の増加	216	50.8
費用弁償額の引上げ	191	44.9
雇用主による休暇の増加	193	45.4
職場の同僚と上司の理解	151	35.5
行政の責任分野の縮小	15	3.5
効率的な行政（自治体）組織	185	43.5
その他	52	12.2

**(調査結果表 25-2) 名誉職議員制度の強化のためにはどのような方策が必要だと思うか？（その他）**

- ・ 行政、市長、郡長等がもっとよく名誉職を理解し、受入れること
- ・ 行政情報の改善
- ・ 行政による名誉職サポートの改善
- ・ 会派の活動に対する財政措置の改善
- ・ 自営業の議員への援助
- ・ 従事しなければならなかった議員活動について、会派の委託によるもの、議会を代表し

たものを含め、すべて費用弁償として補てんされることが望ましい。

- ・ 小さな会派にとっても会派運営が可能となるよう財政措置がなされなければならない。  
会派補助は、基本的に構成員数によって決まっているが、基本額の引上げがなされなければならない。
- ・ 外部の専門家にもっと依頼することができる。
- ・ 名誉職には、もっと専門的な能力が必要である。
- ・ 名誉職議員は、専門性により選ばれるか、あるいは、政党が立候補させるべきである。
- ・ 魅力を増すことが絶対必要！我われは質の良い後継者をほとんど見つけられていない。  
自治体議員は、今日、官吏、教師、主婦および年金生活者のみで占められている。常勤で  
職業に就いている人のための（対策が必要）
- ・ 名誉職議員に合わせた 17 時以後の会議の設定
- ・ 名誉職議員における資格基準の導入。名誉職議員における識見の無い政党兵士（陣笠）  
の撲滅
- ・ 若い同僚市民を早くから、参加させる必要がある。
- ・ メディアによるもっと客観的な報道
- ・ 社会において、名譽職的政治活動も、「名譽職的活動」として、もっと積極的に評価さ  
れなければならない。
- ・ 自治体議会（市議会および郡議会）は、小規模化すべきである。

#### （26）議員に対する市民の信頼度（調査第 26 問）

「あなたの自治体の議員に対する市民の信頼度をどう評価しているか？」という問いか  
に対しては、「普通」が最も多く、189 人（44.5%）であった。次いで、「高い」が 149  
人（35.1%）であり、「低い」あるいは「非常に低い」と感じている議員の割合は比較的少なかつた（合計 15.8%）。ドイツの自治体議員たちの自信の程を示していると言え  
よう。

（調査結果表 26）議員に対する市民の信頼度

評価	議員数	割合 %
非常に高い	18	4.2
高い	149	35.1
普通	189	44.5
低い	61	14.4
非常に低い	6	1.4
回答なし	2	0.5
合計	425	100.0

### (27) 自治体議員の代表機能についての認識（調査第27問）

自治体議員の代表機能については、前述の調査第22問と同様、監視機能を重視する答えた人（260人、61.2%）が最も多かったが、政策立案・審議機能としては、議員自身の判断を重視する自由委任的考え方方がやや強く（251人、59.1%）、「選挙民の要望をできるだけ正確に実現すべき」という命令委任的な方向的回答も半数に達している（214人、50.4%）。

（調査結果表27-1）自治体議員の役割（複数回答可）

議員の役割	議員数	割合 %
議員は選挙民の要望をできるだけ正確に実現すべき	214	50.4
議員は自分の考えを確立し、実現すべき	251	59.1
議員は行政を選挙民のために監視し、コントロールすべき	260	61.2
その他	53	12.5

「その他」と答えた53人の議員の具体的なコメントは次表のとおりであるが、市民のニーズを踏まえた活動を強調する声が強かった。

（調査結果表27-2）自治体議員の役割（その他）

- ・ 第一点（選挙民の要望をできるだけ正確に実現）と第二点（自分の考えを確立し、実現）のミックスが正しく、また、重要でもある。二項対立の定式は賛成できない。
- ・ 命令委任ではなく！しかし、自治体政治家は、自己推薦的なシステムとして政治を動かす政治カーストの一員であってはならない。自治体政治家は、滞っている改革（例：気候変動、近隣公共交通）についての市民との議論を活発にしなければならない。また、「政治教育」を促進しなければならない。
- ・ 参加プロセスを強化すべきである。直接民主制が代表民主制を空洞化しないようにしながら、政治は、有権者の意見に沿った短期的な決定だけでなく、プログラム的な目標の方向を目指すべきである。
- ・ 議員は当該市町村の利害関係を調整し、場合によっては、個々の市民の利益に反対しても市町村と市民のために行動する。
- ・ 市民の利害と自治体全体ならびに党の政治的目標の観点から慎重に考慮することが必要
- ・ 信任された以上、自分の考え方どおりやらせてもらう。
- ・ 市民のニーズと関心事項を聞き取り、処理し、公共の福祉の下に実現する。
- ・ いろいろなグループの利害の調整、資源の配分、グループの利害より共同の福祉の実現

## (28) 自由コメント（自治体議会の改革課題。調査第28問）

「どのような条件を整えれば、あなたの自治体において、議員は重要性を増すことができると思いますか？」との問に対し、自治体議会や議員の現状と改革課題について様々な意見が寄せられた。これまでに述べてきたものと重複するものもあるが、主なものを分類して掲げれば、次表以下のとおりである。

市民の議員に対する不信を解消するためのメディアにおける公正かつ客観的な報道、市民への啓発、市民や児童生徒に対するデモクラシー教育、議員に対する財政措置の必要性を指摘する声が目立った。

### （調査結果表 28-1） ドイツ名誉職議員の自由コメント（名誉職の現状の問題点）

- ・ 議会と行政との間の協働も問題であるが、もっとも大きな問題は、現実的な監視能力が、州議会や連邦議会と違って、ここ（自治体議会）にはないということである。情報を収集、処理することは非常に骨の折れることであり、名誉職の時間の枠をしばしば超えてしまう。そして、残念なことに、名誉職の市議会議員にとって、地域を超えた国内的あるいは国際的なネットワークや専門分野での情報交換も少なすぎる。そこで、まさしく「自分の流儀で」済ませることになる。
- ・ 特に、50歳以下の年齢では、市民近接性が時を経るごとに失われてきた。エゴイズムと職業的重圧が明らかに増加してきている。既成政党では党員が減少し、長期的傾向として、加入する若者が少なくなってきた。自治体における政治的テーマに若者を参加させるため、デジタル社会の発展を踏まえた新しい方向が必要である。
- ・ 自治体議員の機能、役割およびその条件について、大衆は何も知らない。市民は、しばしば、それが自由時間を利用した名誉職であることも知らない。政治家は多額の金を稼いでおり、自分の（財政的な）利害を追求し、市民の利害を置去りにするという事件が、なお現在もしばしば大衆の面前に暴露される。自治体議会と自治体政治の日常の活動は、十分、大衆に知られていない。自治体の政治家も、州の政治家、連邦の政治家およびヨーロッパの政治家も、偏見の目で見られている。
- ・ 自治体政治は、対話によって強く特徴付けられる。すなわち、催しものへの参加、市民レター、フェースブックとブログ、インターネットによるコンタクト、Eメール、電話、情報紙、目的グループと市民の行事、党の会合等が自治体議会の会議の準備のための時間に加えて必要となる。これらにかかる時間は、金銭的にも、法的にも認知されていない。特に、私経済における職業従事者が問題を抱えている。
- ・ 議員の資質の向上ならびに、特にデモクラシーのディレンマの公的、社会的討論による解決。（政党内部でも、有権者による選挙の場合でも）課題に対する立候補者の適性ではなく、感情的な、あるいは、無自覚な「大脳辺縁系」の基準で（議員が）選ばれている。
- ・ 自治体政治家が市民の感覚で、総合的に、有効にその仕事を成し遂げるためには、専門分野のエキスパートでなければならない。つまり、名誉職ではできない。

- ・ もっと議員がもっと真摯に課題に対して取り組むこと。50%の議員は、働いていない。

**(調査結果表 28-2) ドイツ名誉職議員の自由コメント（自治体議会や民主主義の現状の問題点）**

- ・ 学校教育で早期にデモクラシーを学ぶこと、そして、若い世代に参加してもらい、「我われという感情」を強くすること
- ・ もっと透明性を向上させ、特に、政治決定の追跡可能性を高めることにより、自治体政治に（州や連邦の政治にも）に対する関心を呼び起こす。これは、我われのデモクラシーにもいい結果をもたらす。
- ・ すべて市民よりよく知っていると主張するのではなく、市民とディカッショナリズムする市議会議員が増えること
- ・ 議員による透明性のある、信頼のおける決定。市民も、重要な決定プロセスに参加させなければならない。
- ・ 政党所属故にではない、物事自体についてのまじめな論争。行政によるよりよく、より迅速な情報の提供。官僚主義的妨害の除去。そして市民、有権者がわかるような政治の言葉。
- ・ 個人情報の保護に配慮した、すべての点における本会議と委員会の原則的公開。市民の政治への直接参加（市民決定）。

**(調査結果表 28-3) ドイツ名誉職議員の自由コメント（その他）**

- ・ 行政と同じ高さの目線にたった仕事およびメディアにおける公正かつ客観的な報道
- ・ 行政側が企画の早い段階で、議会に相談すること、そして、議員を通じて、自治体の政策案に関する時宜を得た包括的な情報を市民に提供すること
- ・ 官僚主義の削減、自治体の財政措置の改善、行政の質の向上、議員へのもと多くの決定権限の付与
- ・ 行政に対するもと多くの影響力の行使と監視。しかし、これには、研修が必要。
- ・ 名誉職のもと高い収入、議員の専門的質の向上
- ・ 情報処理のための議員の装備の改善、メディアによる議員活動についての広報の改善、会議の実況中継
- ・ 関心のある住民と一緒に予算、計画および実施を進める、直接民主主義的な住民参加の可能性を開拓すること
- ・ 政党選挙を廃止し、選挙人名簿に市民自ら立候補し、名簿の記載なしで、議員に選ばれるようにすること
- ・ 有効な阻止条項の導入、これによって、純粹に局部的な利害（の主張）を抑制する。
- ・ 財政措置。自治体企業への影響力行使には限界がある（監査委員会、会社総会、参与）。たとえば、企業監査委員会の委員長は、同時に、行政の財政担当副市長（財政局長）。常

に利益の処分をめぐって、争いがある。行政と公営企業における上級職員の人事異動の決定の際、行政の職員は、参加したり、「相談」と称して介入すべきでない。行政の観点からいえば「不都合な」専門家も、自治体の公営企業あるいは行政の指導的ポストに任命できようすべきである。

- ・ 法律とその執行は、もっと迅速にならなければならない。助成金は、もっと透明にならなければならない。「速度制限 30 ゾーン」および市内または地区内の交通関係事務は、自己責任で規制できるようにすべき（分権）。連邦と州の委任事務に対する財源は、彼らによってまかなければいけない（難民申請者の宿泊および世話、児童保護法等）。
- ・ 議会だけでなく、地区評議会への権限の移譲。分権により政治家の評価が高まり、政治不信が縮減していく可能性がある。
- ・ もっと事務権限の地方分権化、自治体のまちづくり権限の拡大、自治体におけるもっと多くの直接民主主義的決定事項の拡大、市民決定と国民決定への障害の除去

## **(参考) アンケート調査の実施方法等と質問表**

### **(1) 調査の実施方法**

本アンケート調査は、筆者がポツダム大学地方自治学研究所 KWI (Kommunalwissenschaftliches Institut) と共同で、ドイツの自治体議員（郡議会と市町村議会の議員）に対し、2014年11月3日から12月7日までインターネットを通じて実施したものである。

調査に当たっては、筆者がその設計、計画、立案を担当し、地方自治学研究所が同大学のオンライン・アンケートモデルにより実施した。すなわち、本調査のコンセプト、さらにその具体的な質問——自治体議員職はどのような意見と経験を有しているのかについての質問項目——は、筆者によって提案され、事前にEメールによってKWIの代表者であったビュヒナー Büchner 女史およびテスマント Tessmann 博士との間で調整を行ったうえで、2014年9月12日、上記研究所（KWI）における両者の会合において、決定された。

アンケート調査の実施に当たっては、ポツダム大学のオンライン・アンケートモデルを使用したが、その際、特に個人情報の保護の観点から、調査対象者の匿名性や個人的質問に関する厳格な規定が適用され、個々の回答者がいずれの州の自治体に属するのか不明となったため、郡所属市町村の議会議員であるのか、郡非所属市町村（独立市）の議員であるのか、あるいは、どのような人口規模の自治体に属するのか、結果的に判別できなくなってしまった。このことは本調査の最も遺憾とするところであり、アンケート調査の質問項目自体にこれらの項目を含めるべきであったという点が今回の調査における反省点である。

なお、アンケート調査は、調査対象議員とその所属する議会の議長に対し依頼文書を発出したうえで、2014年11月3日から12月7日まで、インターネットにより直接議員本人に対して実施した。

### **(2) アンケート調査対象者と回答者**

調査対象議員の選定にあたっては、自治体の人口規模、ドイツ全体での分散、地方自治体の種類（郡所属市町村、独立市および郡）などの一定の基準を設定し、57の自治体議会の議員1,273人を選定した。

なお、今回の選定は、厳密にいえば有意抽出であるが、系統無作為抽出手法に準じて行うことにより、人口段階をほぼ均等に代表させた。

### **(郡) 13郡、議員260人**

ドイツの3都市州（ベルリン、ハンブルクおよびブレーメン）を除く13州から1郡ずつ選びこととし、まず、インタビュー調査を実施済みのブランデンブルク州のPotsdam-Mittelmark郡を含めることとし、残り12郡を系統無作為的手法で抽

出した。

**<アンケート対象 13 の郡>**

	郡番号	郡名	人口 (人)
1	05382	Rhein-Sieg-Kreis	580,588
2	14524	Zwickau, Landkreis	330,294
3	08436	Ravensburg, Landkreis	272,425
4	13075	Landkreis Vorpommern-Greifswald	239,291
<b>5</b>	<b>12069</b>	<b>Potsdam-Mittelmark, Landkreis</b>	<b>204,388</b>
6	09275	Passau, Landkreis	184,905
7	03457	Leer, Landkreis	164,202
8	10045	Saarpfalz-Kreis	144,291
9	01061	Steinburg, Landkreis	130,135
10	06632	Hersfeld-Rotenburg, Landkreis	120,165
11	16073	Saalfeld-Rudolstadt, Kreis	111,463
12	15086	Jerichower Land, Landkreis	92,367
13	07333	Donnersbergkreis	75,508

(注) 3 都市州を除く。

**(特別市) 13 の特別市、対象議員 260 人**

郡と同様に、別途インタビュー調査を実施済みのノルドライン・ヴェストファーレン州の Düsseldorf 市、ブランデンブルク州の Potsdam 市およびニーダーザクセン州の Emden 市を含め、残り 10 市を系統無作為的手法で抽出した。

**<アンケート対象の 13 特別市>**

	市町村番号	特別市名	人口 (人)
<b>1</b>	<b>05111</b>	<b>Düsseldorf, Kreisfreie Stadt</b>	<b>593,682</b>
2	14713	Leipzig, Stadt	520,838
3	08212	Karlsruhe, Kreisfreie Stadt	296,033
4	15003	Magdeburg, Kreisfreie Stadt	229,924
5	10041100	Saarbrücken, Landeshauptstadt	176,996
<b>6</b>	<b>12054</b>	<b>Potsdam, Kreisfreie Stadt</b>	<b>159,456</b>
7	06411	Darmstadt, Kreisfreie Stadt	147,925
8	07111	Koblenz, Kreisfreie Stadt	109,779
9	13004	Kreisfreie Stadt Schwerin	91,264

10	01004	Neumünster, Kreisfreie Stadt	76,951
11	16055	Weimar, krsfr. Stadt	63,236
<b>12</b>	<b>03402</b>	<b>Emden, Kreisfreie Stadt</b>	<b>49,751</b>
13	09764	Memmingen	41,551

(注) 3都市州を除く。

#### (その他の市町村) 31市町村、対象議員 600人

各州から最低1市町村を含み、全体で30市町村を対象とすることとし、別途インタビュー調査を実施済みのノルドライン・ヴェストファーレン州の Soest 市とブランデンブルク州の Prenzlau 市を含め、残り 28 市を系統無作為的手法で抽出した。これに加えて、系統無作為的手法では人口規模の関係で外さざるをえなかったインタビュー調査実施済みのノルドライン・ヴェストファーレン州の Bergkamen も、予備として 31 番目に含めることとした。

#### <アンケート対象の 31 市町村>

番号	市町村番号	市町村名	人口 (人)
1	05 9 74 040	Soest	46,685
2	12 0 73 452	Prenzlau	19045
3	08 3 27 049	Trossingen	15,108
4	5766028	Extertal	11,653
5	14522570	Waldheim, Stadt	9,235
6	06 4 32 006	Erzhausen	7,578
7	09 1 83 119	Haag im OB, M	6,226
8	03457002	Borkum	5,132
9	14628220	Kreischa	4,427
10	12 0 61 219	Heideblick	3,747
11	06 6 33 016	Liebenau, Hess	3,223
12	15083230	Flechtingen	2,812
13	16 0 63 013	Creuzburg, Stadt	2,423
14	14627040	Glaubitz	2,107
15	03 3 57 035	Oerel	1,831
16	15083120	Burgstall	1,589
17	08 3 17 126	Seebach, Baden	1,392
18	09 1 71 126	Perach	1,221
19	1057021	Giekau	1,069

20	07 1 35 051	Landkern	949
21	03 1 52 022	Rüdershausen	841
22	09 7 78 119	Böhen	735
23	01 0 51 022	Dingen	639
24	07 1 33 057	Lauschied	555
25	01 0 53 113	Schretstaken	473
26	13 0 73 026	Gager	404
27	13 0 73 059	Neuenkirchen	328
28	1057044	Lammershagen	257
29	16 0 61 062	Krombach	188
30	07 2 33 222	Kolverath	115
<b>31 予備</b>	<b>05978004</b>	<b>Bergkamen</b>	<b>48,534</b>

アンケート調査の結果、425人の自治体議員から回答を得ることができた（回答率33.4%）。

回答した議員の所属自治体別の内訳は、郡議会のみに所属する議員45人（10.6%）、市町村議会のみの議員243人（57.2%）、両方に所属（兼職）する議員137人（32.2%）であった。

今回の調査対象者の選定は、上述のように、厳密な無作為抽出ではなかったが、ドイツの自治体議員数が20万人であるとして（母集団）、信頼度（1-有意水準）95%、許容誤差±5%の場合の最小限必要サンプルサイズは、384人になる<sup>i</sup>。

### （3） 6つの質問群と28の個別質問

本アンケート調査の質問項目とその内容は、対象者である自治体議員の活動の実態と名誉職制度に対する意識・見解を把握するため、下記の6つの質問群（A～F、テーマ項目）と28の個別質問からなる質問票（次の（4））によりアンケート調査を実施することとした（案：片木、調整：ポツダム大学地方自治学研究所KWI）。

#### A 個人データ（調査対象者）

- 第1問：性別
- 第2問：年齢
- 第3問：現在の職業
- 第4問：所属自治体

#### (質問の狙い)

本アンケート調査者の性別、年齢、職業等の一般的な属性を掌握することはもちろん、これに加えて、それらの結果がドイツの有権者全体の性別、年齢、職業等の平均的な構成をほぼ反映したものであるか、あるいは、それから乖離した議員構成となっているのか、さらにまた、日本と比べてどうか等の点についての解明が期待された。中でも、名誉職議員制度が本職との兼業を前提とするものであることから、ドイツの自治体議員がどのような職業分野の人々で構成されているのかが重大関心事項であった。

#### B 在職年数等の政治データ

- 第5問：議員の在職年数
- 第6問：立候補の理由
- 第7問：政治家としてのさらなるキャリアアップ
- 第8問：所属政党

#### (質問の狙い)

ここでも、アンケート調査対象議員の在職年数、立候補の理由、キャリアアップへの意志、所属政党の実態についての一般的情報のほか、これらが名誉職制度とどのような関係を有しているのか、わが国との違いはあるのか、について解明するための手がかりを得ることが期待された。

#### C 議員としての活動

- 第9問：「市民面談」の回数
- 第10問：「市民面談」の参加者数
- 第11問：フェアアイン等への積極的参加
- 第12問：フェアアイン等での役職等
- 第13問：フェアアイン等への参加と市民のニーズの把握
- 第14問：市民のニーズや関心事項の伝達

### (質問の狙い)

ここでは、名誉職議員が、制度の予定する本職を通じての市民との接触のほかに、どのような手段で市民との接触を図っているのかを明らかにする。すなわち、「市民面談 Sprächstunde」をどのような頻度で実施しているか、また、フェアアインと組合への積極的参加がどの程度行われているか、さらに、これらを通じて得られた市民のニーズをどのようなルートで、当該自治体の、あるいは、上位のレベルの地方政府の政策に伝達しているのかを調査し、「下から上への民主主義」を実現する上で、名誉職議員が果たしている役割を解明する。

### D 本職と議員職との両立

- 第 15 問：議員活動に必要な時間数
- 第 16 問：名誉職のデメリットの有無
- 第 17 問：名誉職のデメリットの内容
- 第 18 問：名誉職のメリットの有無
- 第 19 問：名誉職のメリットの内容
- 第 20 問：名誉職と本職との両立
- 第 21 問：費用弁償と出席手当の額の妥当性

### (質問の狙い)

ここでは、議員個人にとっての名誉職のデメリットとメリットについて尋ねる。

上述のように、ライザーの調査によれば、議員活動に必要な時間数は、大都市を中心 최근增加の傾向がみられ、本職との両立が難しくなっているとされる。そこで、今回の調査対象である小規模自治体も含めた調査において、どの程度の時間がかかっているのか、その実態を具体的に確認するとともに、回答者である自治体議員たちがその本職に及ぼす影響（メリットとデメリット）をどう考えているのか、明らかにする。

なお、今回の調査においては、前述のように、個人情報保護の観点から、ポツダム大学のインターネットによる調査モデルにおいては、個人情報保護の観点から、議員個人に対して受け取っている費用弁償の額等の質問は避けるべきであるとする手続上の制限があったため、直接質問することは見送ったが、現状で措置されている費用弁償や損失補償に対する評価や不満について明らかにすることにより、名誉職制度の問題点の一端を解明することとした。

## E 名誉職制度の未来

- 第 22 問：自治体議員の役割
- 第 23 問：地方分権化（機能改革）の必要性
- 第 24 問：名誉職制度の廃止への賛否
- 第 25 問：名誉職強化の方策

### （質問の狙い）

以上のような名誉職をめぐるディレンマの中で、まず、ドイツの自治体議員たちは、議員としてどのような役割が重要だと考えているか、すなわち、市民の私的な関係事項への配慮か、選挙区または地区の利害の代表か、あるいは、自治体行政への監視または自治体の戦略的政策目標の計画化、さらには政党活動であるのか、を調査することとした。また、連邦あるいは州からの自治体へのさらなる地方分権の必要性を尋ねた。

そして、本調査のメインテーマの一つである、自治体議会における名誉職制度の廃止についての賛否を尋ねた。さらに、様々な困難にもかかわらず、なお、名誉職制度を維持していくべきだとすれば、そのためいかなる政策が必要になるのか、について問うている。

## F 自治体議会の未来

- 第 26 問：自治体議員に対する市民の信頼度
- 第 27 問：自治体議員の役割
- 第 28 問：自由コメント

### （質問の狙い）

最後の質問群として、自治体議員に対する市民の信頼度、議員が有権者に対してあるべき関係（代理関係か、委任関係か）を問うとともに、どのような条件を整えれば、自身の自治体において議員が重要性を増すことができると思うのか、議員たち自身の見解を尋ねた。

#### (4) アンケート調査質問表（ドイツ語・日本語対比）

(注意) 一部表が画面からはみ出る場合、左右の欄がずれる場合は、「横画面」か、「拡大」でご覧ください。あるいは、「片木研究室」HP「片木著作集3（地方議会改革）」（右欄）にPDF資料を掲載するので、これも参照いただきたい。

<b>A. Persönliche Daten</b> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>Geschlecht</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> weiblich</li> <li><input type="checkbox"/> männlich</li> </ul> </li> <li><b>Welcher Altersgruppe gehören Sie an?</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> unter 25 Jahren</li> <li><input type="checkbox"/> 26-30 Jahre</li> <li><input type="checkbox"/> 31-40 Jahre</li> <li><input type="checkbox"/> 41-50 Jahre</li> <li><input type="checkbox"/> 51-60 Jahre</li> <li><input type="checkbox"/> 61-65 Jahre</li> <li><input type="checkbox"/> über 65 Jahren</li> </ul> </li> <li><b>Welchen Beruf üben Sie momentan aus?</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Nicht berufstätig</li> <li><input type="checkbox"/> Pensioniert</li> <li><input type="checkbox"/> Student/-in</li> <li><input type="checkbox"/> Hausfrau/-mann</li> <li><input type="checkbox"/> Sonstiges:</li> <li><input type="checkbox"/> Berufstätig</li> <li><input type="checkbox"/> Vollzeit</li> <li><input type="checkbox"/> Teilzeit</li> <li><input type="checkbox"/> Berufstätig als:</li> </ul> </li> <li><b>In welchen kommunalen Vertretungen/Gremien sind Sie Mitglied?</b> Mehrfachnennungen sind möglich.           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Kreistag</li> <li><input type="checkbox"/> Stadtrat/Gemeinderat</li> </ul> </li> </ol>	<b>A. 個人データ</b> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>性別</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 女</li> <li><input type="checkbox"/> 男</li> </ul> </li> <li><b>どの年代に属していますか？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 25歳以下</li> <li><input type="checkbox"/> 26歳以上30歳以下</li> <li><input type="checkbox"/> 31歳以上40歳以下</li> <li><input type="checkbox"/> 41歳以上50歳以下</li> <li><input type="checkbox"/> 51歳以上60歳以下</li> <li><input type="checkbox"/> 61歳以上65歳以下</li> <li><input type="checkbox"/> 66歳以上</li> </ul> </li> <li><b>現在の職業は何ですか？</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 無職</li> <li><input type="checkbox"/> 年金生活</li> <li><input type="checkbox"/> 学生</li> <li><input type="checkbox"/> 主婦（主夫）</li> <li><input type="checkbox"/> その他:</li> <li><input type="checkbox"/> 職業に従事</li> <li><input type="checkbox"/> 常勤</li> <li><input type="checkbox"/> 非常勤（臨時を含む）</li> <li><input type="checkbox"/> 職業：</li> </ul> </li> <li><b>どの自治体議会等の議員ですか？</b> 複数回答が可能です。           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 郡議会</li> <li><input type="checkbox"/> 市町村議会</li> </ul> </li> </ol>
---	--

<input type="checkbox"/> Ortsteilbeirat <input type="checkbox"/> Ausländer-, Jugend- und Seniorenbeirat <input type="checkbox"/> Aufsichtsrat in Kommunalunternehmen <input type="checkbox"/> Sonstiges:	<input type="checkbox"/> 地区評議会 <input type="checkbox"/> 外国人・青少年および高齢者評議会 <input type="checkbox"/> 自治体企業の監査委員会 <input type="checkbox"/> その他:
<p><b>B. Berufliche Laufbahn und Politische Daten</b></p> <p><b>5. Wie lange haben Sie schon ein kommunalpolitisches Mandat?</b></p> <p><input type="checkbox"/> 0-5 Jahre  <input type="checkbox"/> 6-10 Jahre  <input type="checkbox"/> 11-15 Jahre  <input type="checkbox"/> 16-20 Jahre  <input type="checkbox"/> &gt; 20 Jahre, nämlich:</p>	<p><b>B 職歴および政治データ</b></p> <p><b>5. 自治体議員としての在職年数は、何年ですか？</b></p> <p><input type="checkbox"/> 0~5 年  <input type="checkbox"/> 6~10 年  <input type="checkbox"/> 11~15 年  <input type="checkbox"/> 16~20 年  <input type="checkbox"/> 21 年以上 ( 年)</p>
<p><b>6. Warum haben Sie sich für die Kommunalvertretung aufstellen lassen? Es können mehrere Gründe genannt werden. Mehrfachnennungen sind möglich.</b></p> <p><input type="checkbox"/> Ich wollte die besonderen Möglichkeiten des kommunalpolitischen Mandates Nutzen, um das Gemeinwesen unserer Kommune zu gestalten.  <input type="checkbox"/> Ich wurde von einem Verein etc. darum gebeten.  <input type="checkbox"/> Eine Partei wollte mich aufstellen.  <input type="checkbox"/> Weil ich Probleme der Einwohner unserer Kommune lösen wollte.  <input type="checkbox"/> Weil ich es als einen guten Einstieg für eine politische Karriere ansah.  <input type="checkbox"/> Sonstiges:</p>	<p><b>6. 議員に立候補しようと思った理由は何ですか？複数回答が可能です。</b></p> <p><input type="checkbox"/> 自治体議員が有する、われわれの自治体の形成のための特別の権限を活用しようと思ったから。  <input type="checkbox"/> クラブ、協会(フェアアイン)等から要請されたため。  <input type="checkbox"/> ある政党から要請されたため。  <input type="checkbox"/> われわれの自治体の住民が抱える問題を解決したいと思ったから。  <input type="checkbox"/> 自分の今後の政治キャリア形成によるステップだと思ったから。  <input type="checkbox"/> その他:</p>

<p><b>7: Wollen Sie Ihre politische Karriere weiterentwickeln?</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Nein</li> <li><input type="checkbox"/> Ja, und zwar als Abgeordneter des</li> <li><input type="checkbox"/> Kreistages</li> <li><input type="checkbox"/> Landtages</li> <li><input type="checkbox"/> Bundestages</li> <li><input type="checkbox"/> Europaparlamentes</li> </ul>	<p>7: さらに上位の政治家を目指していますか?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いいえ</li> <li><input type="checkbox"/> はい。次の議員を目指して。           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 郡の議員</li> <li><input type="checkbox"/> 州の議員</li> <li><input type="checkbox"/> 連邦の議員</li> <li><input type="checkbox"/> EU の議員</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>8. Parteizugehörigkeit</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> CDU/CSU</li> <li><input type="checkbox"/> SPD</li> <li><input type="checkbox"/> die Linke</li> <li><input type="checkbox"/> B 90/Grüne</li> <li><input type="checkbox"/> FDP</li> <li><input type="checkbox"/> AfD</li> <li><input type="checkbox"/> Parteilos und Einzelkandidat</li> <li><input type="checkbox"/> Parteilos und Wählergruppe</li> <li><input type="checkbox"/> Sonstige:</li> </ul>	<p>8. 所属政党</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> CDU/CSU</li> <li><input type="checkbox"/> SPD</li> <li><input type="checkbox"/> 左党</li> <li><input type="checkbox"/> 緑の党</li> <li><input type="checkbox"/> FDP</li> <li><input type="checkbox"/> AfD</li> <li><input type="checkbox"/> 無党派で個人</li> <li><input type="checkbox"/> 無党派で選挙人グループ</li> <li><input type="checkbox"/> その他:</li> </ul>
<p><b>C. Tätigkeit als Mandatsträger</b></p> <p><b>9. Wie oft im Monat finden Bürgersprechstunden statt?</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1 Mal im Monat</li> <li><input type="checkbox"/> 2 Mal im Monat</li> <li><input type="checkbox"/> 3 Mal im Monat</li> <li><input type="checkbox"/> 4 Mal im Monat</li> <li><input type="checkbox"/> Mehr als 4 Mal im Monat.</li> </ul>	<p>C. 議員としての活動</p> <p>9. 「市民面談」は、月に何回くらいですか?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1 回</li> <li><input type="checkbox"/> 2 回</li> <li><input type="checkbox"/> 3 回</li> <li><input type="checkbox"/> 4 回</li> <li><input type="checkbox"/> 5 回以上 :      回</li> </ul>
<p><b>10. Wie viele Bürger kommen zu Ihrer Sprechstunde?</b></p> <p>Bürger</p>	<p>10. 何人くらいの市民が面談に来ますか?</p> <p>人</p>
<p><b>11. Sind Sie in weiteren Vereinen und Verbänden aktiv? Wenn ja, in wie vielen?</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> nein</li> <li><input type="checkbox"/> Ja, in:</li> </ul>	<p>11. フェアアインや組合でも活動していますか? 「はい」の場合、活動しているフェアアイン等の数はいくらですか?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いいえ</li> <li><input type="checkbox"/> はい: ( )</li> </ul>
<p><b>12. Welche Funktionen haben Sie in diesen Vereinen und Verbänden?</b></p>	<p>12. そのクラブ等での役職は何ですか。</p>

<p><b>13. Helfen Ihrer Meinung nach diese Mitgliedschaften dabei die Bedürfnisse der Bürgerschaft besser zu erkennen? Wenn ja, welche Gründe gibt es dafür?</b></p> <p><input type="checkbox"/> nein</p> <p><input type="checkbox"/> ja, weil:</p>	<p>13. あなたの考えでは、このようにクラブ等に所属していることが市民のニーズをよりよく認識することに役立っていると思いますか？「はい」の場合、理由は何ですか？</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい。理由：</p>										
<p><b>14. Wie geben Sie die Bedürfnisse und Interessen der Bürgerschaft weiter? Mehrfachnennungen sind möglich.</b></p> <p><input type="checkbox"/> Durch Debatte/Beschluss im Kommunalparlament.</p> <p><input type="checkbox"/> Durch Debatte/Beschluss in meinen Partei- bzw. Verbandsgremien</p> <p><input type="checkbox"/> Durch meinen Kontakt zu</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Kreispolitikern</li> <li><input type="checkbox"/> Landespolitikern</li> <li><input type="checkbox"/> Bundespolitikern</li> <li><input type="checkbox"/> Sonstige :</li> </ul>	<p>14. 市民のニーズや関心は、どのようにして、伝達されますか？</p> <p>複数回答が可能です。</p> <p><input type="checkbox"/> 自治体議会における議論や決議を通して</p> <p><input type="checkbox"/> 所属政党や団体の会議における議論や決議を通して</p> <p><input type="checkbox"/> 次の政治家との接触を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 郡の政治家</li> <li><input type="checkbox"/> 州の政治家</li> <li><input type="checkbox"/> 連邦の政治家</li> <li><input type="checkbox"/> その他：</li> </ul>										
<p><b>D. Vereinbarkeit von Beruf und Mandat</b></p> <p><b>15. Wie hoch schätzen Sie den durchschnittlichen wöchentlichen Zeitaufwand einschließlich der Vorbereitung der Sitzung als Mitglied der Kommunalvertretung ein?</b></p> <p><input type="checkbox"/> Kreistag Stunden/Woche</p> <p><input type="checkbox"/> Stadtrat/Gemeinderat Stunden/Woche</p> <p><input type="checkbox"/> Ortsteilbeirat Stunden/Woche</p> <p><input type="checkbox"/> Ausländer-, Jugend- u. Seniorenbeirat Stunden/Woche</p> <p><input type="checkbox"/> Aufsichtsrat in</p>	<p><b>D. 本職と議員職との両立</b></p> <p>15. 会議への準備を含め、議員としての必要時間は、州に平均何時間ぐらいですか。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 郡議会</td> <td style="width: 50%;">時間/週</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 市町村議会</td> <td>時間/週</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 地区評議会</td> <td>時間/週</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 外国人、青少年および高齢者評議会</td> <td>時間/週</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 自治体企業の監査委員会</td> <td>時間/週</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 郡議会	時間/週	<input type="checkbox"/> 市町村議会	時間/週	<input type="checkbox"/> 地区評議会	時間/週	<input type="checkbox"/> 外国人、青少年および高齢者評議会	時間/週	<input type="checkbox"/> 自治体企業の監査委員会	時間/週
<input type="checkbox"/> 郡議会	時間/週										
<input type="checkbox"/> 市町村議会	時間/週										
<input type="checkbox"/> 地区評議会	時間/週										
<input type="checkbox"/> 外国人、青少年および高齢者評議会	時間/週										
<input type="checkbox"/> 自治体企業の監査委員会	時間/週										

Kommunalunternehmen Stunden/Woche <input type="checkbox"/> Sonstiges Stunden/Woche	時間/週 <input type="checkbox"/> その他 時間/週
<b>16. Ergeben sich aus der Ausübung eines kommunalen Mandates berufliche Nachteile?</b> <input type="checkbox"/> ja <input type="checkbox"/> nein	16. 議員の職の執行は、本職に不利益をもたらすと思いますか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>17. Welche Nachteile sind das?</b> <b>Mehrfachnennungen sind möglich.</b> <input type="checkbox"/> Schwierigkeiten am Arbeitsplatz (Konflikt mit Kollegen etc.) <input type="checkbox"/> Einschränkung der beruflichen Entwicklungsmöglichkeiten <input type="checkbox"/> Reduzierung der beruflichen Leistungsfähigkeit <input type="checkbox"/> Sonstiges:	17. どのような不利益ですか？ 複数回答が可能です。 <input type="checkbox"/> 職場での困難（同僚との摩擦等） <input type="checkbox"/> キャリア展開上の制約 <input type="checkbox"/> 職業能力の低下 <input type="checkbox"/> その他：
<b>18. Ergeben sich aus der Ausübung eines kommunalen Mandates berufliche Vorteile?</b> <input type="checkbox"/> ja <input type="checkbox"/> nein	18. 議員の職の執行は、本職にメリットをもたらすと思いますか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>19. Welche Vorteile sind das?</b> <b>Mehrfachnennungen sind möglich.</b> <input type="checkbox"/> Anerkennung durch die Kollegen am Arbeitsplatz <input type="checkbox"/> Beförderung der beruflichen Entwicklungsmöglichkeiten <input type="checkbox"/> Steigerung der beruflichen Leistungsfähigkeit <input type="checkbox"/> Sonstiges:	19. それはどのような利益ですか？ 複数回答が可能です。 <input type="checkbox"/> 職場の同僚に認められること <input type="checkbox"/> キャリア・アップの可能性が高まる こと <input type="checkbox"/> 本職における能力の向上 <input type="checkbox"/> その他：
<b>20. Wie können Sie trotz des Zeitaufwandes Beruf und Mandat zeitlich vereinbaren?</b> <b>Mehrfachnennungen sind möglich.</b>	20. どのようにして、本職と議員職を時間的に両立させていますか？ 複数回答が可能です。

<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Reduzierung der Arbeitszeit im Beruf</li> <li><input type="checkbox"/> Gleitzeit/flexiblere Arbeitszeiten</li> <li><input type="checkbox"/> Wechsel des Arbeitsplatzes</li> <li><input type="checkbox"/> Reduzierung der Mandatsausübung</li> <li><input type="checkbox"/> Erleichterung der Mandatsausübung durch bessere technische Ausstattung</li> <li><input type="checkbox"/> Erleichterung der Mandatsausübung mit Hilfe der Fraktionsgeschäftstellen</li> <li><input type="checkbox"/> Erleichterung der Mandatsausübung durch Hilfe der Verwaltung</li> <li><input type="checkbox"/> Sonstiges:</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本職における勤務時間の短縮</li> <li><input type="checkbox"/> 勤務時間をフレキシブルに</li> <li><input type="checkbox"/> 職場の変更</li> <li><input type="checkbox"/> 議員活動の縮減</li> <li><input type="checkbox"/> 技術的支援措置の改善による議員活動のサポート</li> <li><input type="checkbox"/> 会派の事務局による議員活動のサポート</li> <li><input type="checkbox"/> 行政の援助による議員活動のサポート</li> <li><input type="checkbox"/> その他:</li> </ul>
<p><b>21. Empfinden Sie die Aufwandsentschädigungen und Sitzungsgelder für das kommunalpolitische Ehrenamt als angemessen?</b></p> <p><input type="checkbox"/> Ja</p> <p><input type="checkbox"/> Nein, weil:</p>	<p><b>21. 費用弁償と出席手当の額は、妥当だと思いますか。</b></p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ。なぜなら：</p>
<p><b>E. Zukunft des Ehrenamtssystems</b></p> <p><b>22. Welche Bedeutung hat Ihrer Meinung nach das kommunalpolitische Mandat? Mehrfachnennungen sind möglich.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Berücksichtigung der privaten Belange der Bürgerschaft.</li> <li><input type="checkbox"/> Vertretung der Interessen Ihres Wahlkreises oder Ortes.</li> <li><input type="checkbox"/> Einfluss auf die kommunalen Dienstleistungen.</li> <li><input type="checkbox"/> Kontrollmöglichkeit gegenüber der</li> </ul>	<p><b>E. 名誉職議員制度の未来</b></p> <p><b>22. 自治体議員のどのような役割が重要だと思いますか。複数回答が可能です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市民の私的な関係事項への配慮</li> <li><input type="checkbox"/> あなたの選挙区または地区の利害の代表</li> <li><input type="checkbox"/> 自治体のサービスへの影響力の行使</li> <li><input type="checkbox"/> 自治体行政への監視がされること</li> </ul>

<p>Kommunalverwaltung.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Planung der strategischen Politikziele der Kommune.</li> <li><input type="checkbox"/> Verwirklichung der Ziele des Parteiprogrammes</li> <li><input type="checkbox"/> Sonstiges:</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自治体の戦略的政策目標の計画化</li> <li><input type="checkbox"/> 政党綱領の目標の実現</li> <li><input type="checkbox"/> その他：</li> </ul>
<p><b>23. Ist nach Ihrer Meinung eine weitere Aufgabenverlagerung vom Bund und Land auf die Kommunen notwendig (Dezentralisierung durch Funktionalreform)?</b></p> <p><b>Mehrfachnennungen sind möglich.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Dezentralisierung beim Land für die Landkreisebene.</li> <li><input type="checkbox"/> Dezentralisierung beim Landkreis für die kreisangehörigen Städte.</li> <li><input type="checkbox"/> Dezentralisierung ist nicht notwendig</li> </ul>	<p><b>23. あなたは、連邦と州の自治体へのさらなる事務移転（機能改革による地方分権）は、必要だと思いますか。</b></p> <p>複数回答が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 州から郡への地方分権</li> <li><input type="checkbox"/> 郡から郡所属市町村への地方分権</li> <li><input type="checkbox"/> 地方分権は必要ではない。</li> </ul>
<p><b>24. Aufgrund steigender Komplexität und erforderlichem Zeitaufwand wird manchmal bezweifelt, dass das Ehrenamtsystem auf der kommunalen Ebene weiter beibehalten werden kann.</b></p> <p>a) Sind Sie der Meinung, dass das Ehrenamtsystem auf der kommunalen Ebene abgeschafft werden sollte?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Ja</li> <li><input type="checkbox"/> Nein, weil:</li> </ul>	<p><b>24. 地方政治の複雑化や増加する必要時間数により、地方自治体において、名誉職を引き続き維持していくことには、ときおり疑問の声が聞かれます。</b></p> <p>a) あなたは、地方自治体における名誉職議員制度を廃止するという意見に賛成ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> はい。</li> <li><input type="checkbox"/> いいえ。理由：</li> </ul>
<p><b>25. b) Wenn das Ehrenamtsystem weiter bestehen soll, welche Maßnahmen halten Sie für notwendig, um das Ehrenamtsystem zu stärken?</b></p> <p><b>Mehrfachnennungen sind möglich.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Verstärkung der Fraktionsgeschäftsstellen</li> </ul>	<p><b>25. b) 名誉職議員制度を維持していくべきだとすれば、これを強化するため、いかなる政策が必要になると思いますか？</b></p> <p>複数回答が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 会派事務局の強化</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Erhöhung der Aufwandsentschädigung</li> <li><input type="checkbox"/> Vermehrte Freistellung durch Arbeitgeber</li> <li><input type="checkbox"/> Mehr Verständnis durch Kollegen und Vorgesetzte am Arbeitsplatz</li> <li><input type="checkbox"/> Verringerung der Zuständigkeiten der Kommunalvertretung</li> <li><input type="checkbox"/> Effizientere Organisation der Kommunalvertretung</li> <li><input type="checkbox"/> Engere Zusammenarbeit mit der Verwaltung</li> <li><input type="checkbox"/> Bessere technische Ausstattung für die Kommunalvertreter</li> <li><input type="checkbox"/> Vermehrte Qualifikationsmöglichkeiten für Kommunalvertreter</li> <li><input type="checkbox"/> Sonstiges:</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 費用弁償額の引上げ</li> <li><input type="checkbox"/> 雇用主による休暇の増加</li> <li><input type="checkbox"/> 職場における同僚と上司の理解</li> <li><input type="checkbox"/> 議会の所掌事務の縮減</li> <li><input type="checkbox"/> 行政の組織の効率化</li> <li><input type="checkbox"/> 行政との緊密な協力</li> <li><input type="checkbox"/> 議員に対する技術的支援措置の改善</li> <li><input type="checkbox"/> 議員に対する資質向上機会の増加</li> <li><input type="checkbox"/> その他:</li> </ul>
<p><b>F. Zukunft der Kommunalvertretung</b></p> <p><b>26. Wie beurteilen Sie das Vertrauen der Bürgerschaft in Ihrer Kommune gegenüber Politikern der Kommunalvertretung?</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> Sehr hoch</li> <li><input type="checkbox"/> hoch</li> <li><input type="checkbox"/> mittel</li> <li><input type="checkbox"/> niedrig</li> <li><input type="checkbox"/> Sehr niedrig</li> </ul>	<p><b>F. 自治体議会の未来</b></p> <p><b>26. あなたの自治体では、議員に対する市民の信頼は次のどちらですか？</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 非常に高い</li> <li><input type="checkbox"/> 高い</li> <li><input type="checkbox"/> 普通</li> <li><input type="checkbox"/> 低い</li> <li><input type="checkbox"/> 非常に低い</li> </ul>
<p><b>27. Wie beurteilen Sie die Beziehung der Mitglieder der Kommunalvertretungen zu den Wählern?</b></p> <p><b>Mehrfachnennungen sind möglich.</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> die Kommunalvertreter sollen die Bedürfnisse und Interessen der Wähler so genau wie möglich verwirklichen.</li> </ul>	<p><b>27: 議員の選挙民に対する関係はどのように考えますか？複数回答が可能です。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 議員は、選挙民のニーズと利害をできるだけ正確に実現すべきだ。</li> </ul>

<input type="checkbox"/> die Kommunalvertreter sollen sich Ihre Meinung bilden und diese verwirklichen. <input type="checkbox"/> die Kommunalvertreter sollen die Kommunalverwaltung für die Wähler beaufsichtigen und kontrollieren. <input type="checkbox"/> Sonstige :	<input type="checkbox"/> 議員は、自らの考えをもって、これを実現すべきだ。 <input type="checkbox"/> 議員は、選挙民のために自治体行政を監視し、チェック機能を果たすべきだ。 <input type="checkbox"/> その他：
<b>28. Durch welche Rahmenbedingungen könnte die politische Vertretung in Ihrer Kommune an Bedeutung gewinnen?</b>	<b>28. どのような条件を整えれば、あなたの自治体において、議員は重要性を増すことができると思しますか？</b>
Fragebogen absenden  Studie zum kommunalen Ehrenamt in Deutschland  Herzlichen Dank für Ihre Mitarbeit!	送付質問  ドイツにおける自治体名誉職の研究  ご協力、ありがとうございました。

### (3) 自治体議会議員に対するインタビュー

下記の自治体議員等に対するインタビュー調査を行い、名誉職議員の実態とその意義・必要性に関する見解を調査した。（2）のアンケート調査の結果とおおむね同様であるが、体験に根差した情報が得られた。

① ブランデンブルク州の自治体議会議長に対するインタビュー（2012年8月27日～29日）

- ・ウッカーマルク郡議会・コッホ議長
- ・プレンツラウ市議会・ホッペ議長
- ・ポツダム市議会・シューラー議長

② ノルトライン・ヴェストファーレン州の自治体議会会派代表等に対するインタビュー（2013年8月29日～9月2日）

- ・ベルクカーメン市・シェーファー市長
- ・ゾースト市議会7会派代表
- ・デュッセルドルフ市・コンツエン副市長
- ・デュッセルドルフ市議会・ラウプSPD会派代表

③ ニーダーザクセン州の自治体議会議長等に対するインタビュー（2014年9月16日～17日）

- ・エムデン市議会・メクレンブルク議長・名誉職副市長
- ・イエンゴム町議会・プレガーSPD会派代表、同町副町長兼レーア郡議会議員およびフェネマ町議員、「ゴットバルト・フェネマ」議会グループ（本来FDP）兼レーア郡議会議員

#### ＜引用文献＞

- ①Burgi, Martin „Kommunalrecht“ 3. Auflage Verlag C.H. Beck 2010, P. 121
- ②Ipsen, Jörn „Ehrenamt und kommunale Selbstverwaltung“（ニーダーザクセン州憲法裁判所HP資料。2009年）
- ③Pinl, Claudia (2010): Ehrenamt: Neue Erfüllung – Neue Karriere Regensburg, Walhalla Fachverlag, P. 19, PP. 21 ff
- ④Reiser, Marion (2006): Zwischen Ehrenamt und Berufspolitik: Professionalisierung der Kommunalpolitik in deutschen Großstädten, 1. Aufl., Wiesbaden, VS Verlag für Sozialwissenschaften, PP. 43–44, PP. 100–101
- ⑤Seybold, Jan, Neumann, Wolfgang, Weidner, Frank „Niedersächsisches Kommunalrecht“ 3. Auflage, Maximilian Verlag, 2013, P. 71
- ⑥Vogelgesang, Lübking, Ulbrich „Kommunale Selbstverwaltung“ 3. Auflag, Erich Schmidt Verlag, 2005, P. 81, P. 105
- ⑦石川一三夫『近代日本の名望家と自治－名誉職制度の法社会史的研究－』（1987年、木鐸社）、P.116、P.254
- ⑧北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治－社会国家への道－』（1990年、成文堂）、P. 12, PP. 18–19
- ⑨三成賢次『法・地域・都市－近代ドイツ地方自治の歴史的展開－』（1997年、敬文堂）、P. 5, P. 43
- ⑩ 総務省「第17回地方選挙結果（23.4執行）」
- ⑪全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調（平成27年8月集計）」
- ⑫全国町村議会議長会「第61回町村議会実態調査結果の概要」（平成27年7月1日現在）

#### 5. 主な発表論文等

[雑誌論文]（計0件）

〔学会発表〕（計 0 件）

〔図書〕（計 1 件）

アマゾン・キンドル出版『ドイツの自治体議員と市民近接性：名誉職議員制度に関する 5 つのテーマ』

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0 件）

○取得状況（計 0 件）

〔その他〕

早稲田大学、「片木研究室」ホームページ

<http://www.f.waseda.jp/katagi/index.html>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

片木 淳 (JUN KATAGI)

早稲田大学・政治経済学術院・教授

研究者番号 : 30367180

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし